



平成 18 年 9 月 1 日

各 位

会 社 名 I M V 株式会社

代表者名 代表取締役会長兼社長 小嶋 成夫  
( J A S D A Q ・ コード 7 7 6 0 )

問合せ先

役職・氏名 取締役専務執行役員 中村 雅彦  
電話 06 - 6478 - 2565

## 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、株式会社アイセル（以下 控訴人という）より平成 17 年 4 月 1 日付で控訴提起されていた「著作権侵害差止等請求控訴」事件について当社全面勝訴の判決が、知的財産高等裁判所でありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 1 . 判決のあった裁判所及び年月日  
知的財産高等裁判所 第 1 部 平成 18 年 8 月 31 日
- 2 . 当該訴訟を提起した者
  - ( 1 ) 商号 株式会社アイセル
  - ( 2 ) 所在地 東京都豊島区目白 3 丁目 5 番 12 号
  - ( 3 ) 代表者 代表取締役 長野 文紀

### 3. これまでの経緯

控訴人は、当社で開発したソフトウェアは控訴人が受託開発したソフトウェアの翻案であり、当社ソフトウェアを組み込んだ製品の販売がプログラム著作権侵害に該当する等と主張して、これらの製品の販売差し止め、50,000千円の損害賠償金の支払を主張した著作権侵害差止請求訴訟を平成16年8月5日付で東京地方裁判所に提起いたしました。

当該訴訟に関しては、控訴人に開発委託したソフトウェアの著作権は翻案権を含めて当社に譲渡されており、控訴人（一審原告）の請求を棄却するとの東京地方裁判所の第一審判決が平成17年3月23日になされましたが、控訴人がこの判決を不服として平成17年4月1日付で知的財産高等裁判所に控訴していたものです。

### 4. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

### 5. 業績に与える影響

控訴人が上告するか否かは不明ですが、仮に上告した場合でも、特許権・プログラム著作権を専門に扱うべく創設された知的財産高等裁判所の下した判決を最高裁が覆すことは殆ど考えられず、当社が敗訴することはないと見込んでおります。

又、現時点では、この判決により当社の業績に与える影響はございません。

以 上